

# 農山漁村地域力発掘支援モデル事業に関する主なQ & A

番号	区分	質問・意見等	回答内容
1	事業の概要	農山漁村地域力発掘支援モデル事業が出来た背景は。	農山漁村に存在する祭りや伝統文化は、農山漁村の有形・無形の資源であり、地域住民の生活における精神的な拠り所であるとともに、住民協働の活動を通じて地域コミュニティの維持保全や活力の源にもなっている非常に重要な行事、文化であり、更にこれらは都市住民など一般国民にもやすらぎ等を与える貴重な国民共有の財産です。 これら資源を保全し、活用を図ることは、地域経済の活性化をもたらし、都市と農山漁村の交流等を促進するなど、農山漁村地域の持続的な発展を可能とするとともに、国民共有の財産の保全ややすらぎ空間の提供など、広く国民にその利益を恵与するものです。 しかし、近年の農山漁村における過疎化、高齢化、混住化の進展によりこれら活動の維持が困難になつてきているため、これら地域固有かつ国民共有の財産を地域住民主体の協働活動により保全・活用することで、持続可能な活力ある農山漁村を実現するモデルを構築し、全国へ情報発信し普及を図るためにモデル事業を創設しました。
2	事業の概要	農山漁村地域力発掘支援モデル事業の特徴は何か。	地域住民、都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手としてとらえ、これらの協働により、農山漁村の伝統文化等の有形無形の資源からなる「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を行う地域へ国が直接支援するとともに、民間推進団体からアドバイザーの派遣を行います。
3	事業の申請	農業委員会は、行政団体として位置づけられるか。	基本的に農業委員会は行政機関にあたらないと考えます。
4	事業の申請	学校は、行政団体として位置づけられるか。	学校は行政機関にあたらないと考えます。
5	事業の申請	市町村が地域協議会の事務局となるか。	地域協議会の判断で、行政機関を事務局としていただいて結構です。
6	事業の申請	地域協議会事務所は市町村内または公共施設内でも良いか。	地域協議会の事務所を市町村内又は公共施設内に設置することは可能です。
7	事業の申請	地域協議会規約記載例では、事務を複数での分担が可能あるが、県がその一部を担うことは可能か。	県が地域協議会の構成員として参加し事務を担うことは可能です。
8	事業の申請	実行委員会と言う形で祭りを行っており、その委員会の取組をベースに当該事業を行いたいと考えているが、協議会という形を取る必要があるのか。また、名称は地域協議会と付けなければならないのか。	実行委員会に当該市町村が参加していなければ参画させる必要があります。協議会の名称は関係者で検討していただければ良く、必ずしも「〇〇協議会」とする必要はないと考えます。
9	事業の申請	各申請時の押印は地域協議会長印となるのか、当面は「地域協議会」会長を担う団体の印でも可能か。また、代表予定者の私印でも可能か。	事業の申請に先立ち、地域協議会自らが公印を準備しておくことが望ましいと考えます。また、別団体の公印による申請は困難と考えます（別団体の公印による申請の場合は「内示申請書」として提出いただくこととなります。また、内示申請書の提出に関しては、代表予定者の私印でもやむを得ないと考えます。）。
10	事業の申請	事務処理規程や会計処理規程も地域協議会の総会に諮る必要はあるか。	事務処理規程や会計処理規程については、実施要領第3の1の（4）において必須の規程として整備が必要です。事務処理や会計処理の扱いは、任意団体である地域協議会の円滑な活動や責任等の所在を明らかにするためにも、これら規程を地域協議会の総会に諮ることが必要と考えます。
11	事業の申請	事業実施要領において地域協議会規約、事務処理規程、会計処理規程は必須でだが、文書取扱規程、公印取扱規程、内部監査実施規程は特段整備しなくとも良いか。	事業実施要領第3の1の（4）において、地域協議会規約、事務処理規程及び会計処理規程の整備を必須要件にしています。その他、文書取扱規程、公印取扱規程、内部監査実施規程等は、各地域協議会の円滑な組織運営を図る上で、必要と判断されれば適宜、整備する必要があると考えます。
12	事業の申請	地域協議会規約において、必須事項として整理しなければならないものは。	事業実施要領第3の1の（4）において、①地域協議会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲、②地域協議会の意思決定方法、③地域協議会を解散した場合の地位の承継者、④地域協議会の事務処理及び会計処理の方法、⑤その他地域協議会の運営に関して必要な事項を整理していただきます。
13	事業の申請	地域協議会規約案について、附則1にある施行日は、事業の採択日とすべきか。総会議決日とすべきか。それとも別の理由の日とすべきか。	地域協議会規約の施行日は、総会議決日にすべきと考えます。
14	事業の申請	申請者の住所は、例えば構成団体において事務分担をする場合、行政団体とすることが適當か。それとも協議会規約案第2の備考で示すとおり、それぞれの住所を記すべきか。	地域協議会の主たる事務所を決めていただき、その住所を記載願います（構成団体の一員である市町村を主たる事務所とされた場合、今後の変更等の手続は少なくなると考えます）。 事務を分担する場合には、各分担事項と組織について、明確にしておくことをお勧めします。
15	事業の申請	地区的規模にかかわらず行政機関以外が2分の1以上必要なのか。 (市と県の先が加わった場合など行政機関の参加数が多い場合には、それに併せて行政機関以外の構成員も増やさなければならぬので、規模の小さい地域協議会では負担になる)。	事業実施要綱第3の1の（2）で定めているとおり行政団体が2分の1を超えることはできません。なお、参画する行政団体の役割はあくまでもサポート的立場であり、民間団体等を主体とする協議会で活動を行う必要があります。
16	事業の申請	個人が地域協議会の構成員になることは可能か。	地域協議会は、地域住民団体、農林漁業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等となっています。個人の方を地域協議会のメンバーに含め活動に参画してもらうことは可能ですが、構成員には該当しません。
17	事業の申請	協議会の構成員として、規約等を持っている団体など判断基準はあるのか。	地域の実情があるので、必ずしも判断基準は一定ではないと考えています。例えば、祭り保存会、青年団、町内会などが考えられます。また、規約が必ずしも必要では無く、協議会に参画する市町村の判断によることとなります。
18	事業の申請	活動の状況に応じて、数年後に協議会の構成員を追加することは可能か。	適宜、協議会の構成員を追加していくことは可能です。 その際には、毎事業年度の翌年度の5月末までに、地域協議会の規約やふるさとづくり計画を見直す必要があります。

番号	区分	質問・意見等	回答内容
19	事業の申請	地域協議会に参画するNPOや企業等は、地域外からの参画でも良いのか。	実践活動等において、当該地域での活動に参加が出来るNPO法人、企業であれば所在地が地域外であっても協議会に参画することは可能です。
20	事業の申請	地域協議会の構成員に農協や観光協会などで構成される既存の協議会を含めることは可能か。	地域の実情に応じて含めることは可能です。
21	事業の申請	地域協議会の中での市町村の役割は何か。	本事業は、地域住民が主体となって行う地域資源の保全・活用を通じた活性化を目指す取組であり、地域に密着した事業であることから、その効率的・効果的な実施のためには地元自治体の理解と協力を得ることが必要と考えています。 また、地域協議会は補助事業者となり、会計検査院の受検団体となりますので、会計経理等について適切な処理が必要となります。このため、事業の初期段階で市町村が会計経理や事務処理等の指導役を担っていただき、将来地域協議会が自立できるようご指導をお願いしているところです。
22	事業の申請	県、市町村等で構成する既存協議会は構成員となりうるのか。 また、この既存協議会が構成員となりうる場合、この協議会の構成員である県、市町村は実施要領第3の1の(1)に規定する市町村及び(2)に規定する都道府県及び市町村に該当するのか。	県、市町村等で構成する既存協議会についても地域協議会の構成員となることができます。 その際、既存の協議会に含まれる行政機関は、実施要領に規定する行政団体(国、県、市町村等)に該当します。ただし、同一市町村の場合は、構成団体を1つにまとめて下さい。
23	事業の申請	地域協議会の構成員に市町村の参加が必須であるが、既存の地域自治会組織に市町村の職員が支援職員として辞令交付を受け地域自治会組織に参加している。この組織が地域協議会の母体となる場合、支援職員の参画をもって、市町村が協議会に参加していると見なしてよいか。それとも市町村の参加はあくまでも行政団体として構成員になるべきか。	市町村の参加は、行政団体として地域協議会の構成員になることが必要です。市町村職員を地域協議会のメンバーに含め活動に参画してもらうことは可能ですが、個人として参画する場合は、構成員には該当しません。
24	事業の申請	地域外の農業者等と連携し、原料としての農産物の供給を受け、特産品等の開発、販売等を行った場合も対象となるのか。あくまでも当地区内で行うべきか事業の目的を明確にしていただいたい。	事業の実施範囲や実施内容については、それぞれの地域協議会において、設定することとなりますので、本事業の趣旨であります持続可能で活力ある農山漁村を実現するための手段として、地区外の農業者と連携することも、ふるさとづくり計画の目標を達成する手段なのであれば事業の対象となります。
25	事業の申請	対象エリアの考え方として、一市町村全体で事業を行うことは可能か。また、複数市町村が一體となって実施することもできるか。	事業実施要綱要領上には事業範囲の縛りはないため、事業対象となり得ます。 ただし、国が想定するエリアは、複数集落から旧市町村単位の範囲を考えており、活動費の上限が200万円であることからも、広範囲の活動となると事業の効果が薄れるとともに、目標の達成度や計画のまとめ方が難しいと考えますが、広範囲な地域で事業を行うことも可能です。
26	事業の申請	活動実施地区に集落がない(国営干拓地)が事業採択は可能か。	活動地域に集落がなくても採択は可能です。通常の地区と同様に地域協議会の構成メンバーや活動地域でどのような取組を行い、さらにどのような活動毎の目標を設定するのか明らかにする必要があります。
27	事業の申請	都市部において、都市化の進展に伴う伝統文化に継承という形で取り組むことは可能か。	事業実施要綱要領上には事業範囲の縛りはないため、事業対象となり得ます。 ただし、農林水産省の補助事業であることから、農山漁村をフィールドとして活動に取り組むことが必要と考えます。
28	事業の申請	協議会には関係市町村が含まれる事となっているが、事業実施要領別記様式第2号添付資料1の注7で協議会の構成員が過去5カ年に実施した事業全てを記入することとなっているが、合併した市町村の場合、膨大な数の事業が対象となってしまうが全て記入するのか。	他事業との連携により地域活性化が図られると見込まれるとの観点から、活性化に関する事業について記載願います。
29	事業の申請	現在、農地・水・環境保全向上対策を取り組んでいるが、ふるさとづくり構想の(7)の実績において、記載すべきかどうか。	適宜、記載していただいて結構です。
30	事業の申請	採択申請書の添付資料について、申請書では「3地域協議会規約等」とあるが、とりあえず「地域協議会規約」だけで良いか。 (必須事項である事務処理規定、会計処理規定は後日でもよいか?)	別記様式1号(採択申請書)により申請される場合には、事業実施要領第3の1の(4)により地域協議会規約その他の規定が作成されていることが必要になります。具体的には、地域協議会規約、事務処理規約、会計処理規約は必須事項となり、採択申請時の添付資料として必要になります。 申請時に提出が無い場合は採択でき兼ねますのでご留意ください。
31	事業の申請	本事業に取り組むにあたって、協議会の口座を新たに作るのか。	助成金の会計経理に当たっては、適正かつ透明性のある会計処理が求められており、独立した口座、帳簿を設ける必要があり、また、領収書等の関係書類についても宛名が協議会あてである等独立した取扱いが必要です。
32	事業の申請	ふるさとづくり構想で整理する内容は、何年後を目標すべきか。	国からの支援が5年間のため、5年後を目標とした構想を整理して下さい。 但し、追加採択の地区は4年間の支援のため、事業開始から4年後を目標とした構想となります。
33	事業の申請	事業採択は平成20年度のみか。2年目以降も新規採択は可能か。	事業採択は、事業実施要領第4の1の(7)で示すとおり、平成20年度限りです。
34	事業の申請	事業採択は平成20年度限りのことだが、交付申請は毎年行わなければならないのか。	補助金交付申請は、毎年行っていただきます。
35	事業の申請	事業実施要綱第4の1において「従来から行っている活動を単に継続して実施しようとするものを除く」とあるが、従来から行っている活動は助成対象とならないのか。	従来から行っている活動も助成対象となります。ただし、本事業の採択にあたっては、助成金を使って行う活動が、従来から行っている活動を単にそのまま継続するものである場合は、事業採択の対象としません。従来からの活動に加え、新たな活動を行うことが採択の要件になります。 例)①従来から行われている祭りについて、集落内の関係者だけでおこなっていたものを、新たに地域外の人達の協力を得ながら祭りを実行するものから、②新たに農山漁村の活性化に繋がる活動を創設したり、様々な活動が想定されます。
36	事業の申請	農林水産省の他の補助事業(広域連携共生・対流等対策交付金、農地・水・環境保全向上対策等)で補助を受けている場合でも、本事業の採択を受けることは可能か。	原則として認められません。ただし、既に補助を受けている事業の内容及びそれにかかる経費と、本事業で実施する活動の内容及びそれにかかる経費とを明確に区分し、別会計を設けることが可能であれば採択される可能性はあります。 例えば、都市農村交流のイベントなど同一の活動を別々の事業計画に位置づけ、それこれから補助を受けることなどはできません。 非常に高度な判断を要するので、申請以前にご相談願います。なお、二重の補助が発覚した場合、補助金返還の措置を講ずる場合がありますので、注意願います。

番号	区分	質問・意見等	回答内容
37	事業の申請	本事業の実施期間中に、例えば農産物加工施設や直売所などハード整備が必要になった場合、農林水産省や他省庁のハード事業は活用できるか。	可能です。 ただし、それらの事業の実施状況などにより採択は異なりますので、各省庁の窓口に相談願います。
38	事業の申請	採択基準は事前に公表されるのか。	国において採択基準を決定し、地区の公募にあたり採択基準をHPにて公表します。
39	事業の申請	採択基準はどのような内容か。	採択基準は以下のとおりです。 1. 新規性 地域の現状や課題からみて、新たな地域活動への取組が見込まれ、単に従来から行っている活動をそのまま継続するものではないこと。 2. モデル性 活動の内容が本事業の目的に合致しており、事業内容に普及性があり、全国あるいは、周辺類似地域へのモデルになり得ること。 3. テーマ性 当該地域のキャッチフレーズ、スローガンについて、地域活動を具現化するとともに、わかりやすく、インパクトがあること。 4. 目標（効果）の設定 活用する地域資源を踏まえて、当該活動を行うことにより想定される効果を明らかにすること。 5. 構成員の妥当性と計画の実現性 地域協議会（予定地域協議会を含む。以下同じ）の構成員が、当該活動を実施するにあたり、それぞれの役割を果たしながら、事業目的を達成するための実現性を有していること。 6. 協働性 地域協議会の構成について、地域力を十全に発揮しうる体制が見受けられること。 7. 自立性 有形・無形の地域資源を活用し、地域の活性化を目的とし、将来的に地域の自立に結びつくものであること。 8. 他の活性化施策との連携 他事業との連携が得られ、より効果的な取組が期待されること。
40	事業実施の手続	申請時の「ふるさとづくり構想」と地区採択後に提出する「ふるさとづくり計画」は、整合性がないといけないのか。	申請時の「ふるさとづくり構想」において、今後実施する実践活動の方針を記載いただき、採択後に「ふるさとづくり構想」を基に具体的な活動内容を示した「ふるさとづくり計画」を策定していただきますので、当然整合性がなければなりません。 ふるさとづくり構想の内容とふるさとづくり計画の内容が大きく異なる場合は、地方農政局等において計画の承認ができません。 ただし、採択申請時よりも、より自立可能な農山漁村の実現に向けた内容となっているなど活動の発展によるものと認められる場合は承認することもありますので、ご相談願います。
41	事業実施の手続	助成金の流れは、国から県、市町村を経由して地域協議会に流れるのか。国から直接、地域協議会に流れるのか。	国から直接、地域協議会あてに交付します。
42	事業実施の手続	地域活動支援事業の割当は、計画策定費分（事業主体数×100万円）のみか。それとも活動費を含めた（事業主体数×300万円）となるのか。	地区決定後の割当内示は計画策定費（上限100万円）のみとなりますのでお間違えの無いようお願いします。 また、活動費の割当内示については、承認されたふるさとづくり計画に記載された活動費（上限200万円）に基いて行われます。 なお、追加採択地区的計画策定費及び実践活動費の割当は、H21年度からとなります。
43	事業実施の手続	ふるさとづくり計画書作成にあたり、当初50万円で交付申請したが、計画策定の途中で作成経費が100万円に増嵩した場合、計画変更する必要があるのか。	ふるさとづくり計画の変更は、原則として認めていません。ただし、変更理由等について真にやむを得ない場合などには変更が認められる場合もありますので、適宜農政局等に相談下さい。 なお、仮に認められた場合も上限100万円／1地区の範囲での助成となります。
44	事業実施の手続	地域協議会は、国から補助金の交付決定がなされる前に、活動に着手しても構わないのか。	ふるさとづくり計画が承認された後、それに基づき交付申請をして国で交付決定をした後の活動について助成の対象となります。交付決定前に前倒しで活動を行う分については、地域協議会の自主事業となり助成の対象にはなりません。つまり、助成対象は国の交付決定日から事業期間内の活動となりますので特に留意願います。
45	事業実施の手続	2年目以降の補助金の交付決定のスケジュールはどうなるのか。	2年目以降は5月末までにふるさとづくり計画を見直していただくこととなり地方第三者委員会を経て、4～6月には交付申請していただきます。
46	事業実施の手続	2月末までに活動の評価検証、4月10日までに実績報告書の作成となるが、活動の評価検証を了しないと実績報告書を提出できないということ。	活動の評価検証は、事業実施要綱・要領に基づくもの、事業実績報告書は、補助金交付要綱に基づく補助金の交付手続であるため、活動の評価検証を了しなくとも、実績報告書は活動を終えた時点で提出しなければなりません。 但し、当該年度の実践活動が12月に終了した場合でも、評価検証結果報告及びふるさとづくり計画の見直しは年度末に行われるため、これらに係る経費は実践活動費として計上する場合はその後の提出となります。
47	事業実施の手続	活動の評価検証について、概要が分かれば教えて欲しい。	事業実施要領別記様式第11号を参照下さい。 評価検証様式への記載要領等については、別途、民間推進団体から説明する予定です。
48	事業実施の手続	事業初年度に実践活動を行わずふるさとづくり計画のみ策定した場合、当該年度の評価検証を行う必要があるのか。また、評価検証結果報告書は提出する必要があるのか。	事業初年度にふるさとづくり計画の策定のみで実践活動を行わない場合は、評価検証を行う必要はありません。但し、評価検証結果報告書は所要の記載を行い、2月末までに民間推進団体へ提出する必要があります。所要の記載事項は別途民間推進団体から指示があります。
49	事業実施の手続	実践活動が12月等早い時期に終了する場合でも、実績報告書は年度末提出になるのか。	実績報告書はその年度の事業が完了した時点で直ちに提出する必要があります。そのため、早期に事業が完了した場合は年度末まで待ってはいけません。 但し、当該年度の実践活動が12月に終了した場合でも、評価検証結果報告及びふるさとづくり計画の見直しは年度末に行われるため、これらに係る経費は実践活動費として計上する場合はその後の提出となります。
50	事業実施の手続	活動の評価検証は、2月末までの提出スケジュールとなっているが、活動時期を3月まで設定している場合は、どのような扱いになるのか。	年度末に活動を計画し、2月末までの評価検証が困難な場合には、2月末までに提出する評価検証結果報告書にはそれまでの活動の評価検証結果及び3月の活動の予定を記載し、活動が終了した時点で、再度、評価検証結果を提出していただきます。
51	活動内容	各種の事業の実施により有形無形の活動をサポートしていただく事となるが、伝承のための後継者の確保などの無形の成果を、どのように定量的な実績として報告するべきか。	後継者の確保であれば、後継者を今後何年までに〇〇人確保したり、さらにこれら伝承活動を年〇〇回実施し、地域外からの参加者（見学者）を〇〇〇人見込むといったような定量的な目標を掲げることが可能です。
52	活動内容	新たな活動とは、今までの付加価値的なもの（例えば今までやってきた花火の数を増やす）でも良いのか。また、5年間その継続でも構わないか。	新たな活動については、それが定量的な目標や効果に繋がるものとして整理して下さい。つまり、単純に花火の数を増やすのではなく、「花火大会の規模を拡大し、観光客や交流人口を現行の何人から何人に増加させる」。「花火大会に併せて地元農産物の売上げを〇〇万円見込む」。といった方向で整理することが考えられます。

番号	区分	質問・意見等	回答内容
53	活動内容	年度内途中に想定外の理由により計画を変更する場合の対応は。	基本的に計画の変更承認は考えていません。2月末までの活動の評価検証において実態を報告することになります。この評価検証を踏まえて、次年度のふるさとづくり計画の見直しを行うこととなります。つまり年度途中の計画変更是考えておらず、そのような計画の実行はその年度としては、助成対象外にせざるを得ません。ただし、変更理由等について真にやむを得ない場合などには変更が認められる場合もありますので、適宜農政局等にご相談下さい。
54	活動内容	ふるさとづくり計画の3. 当該地区的基礎データは、事業申請地域のみのデータを記入するのか。	事業申請地域で整理できる場合は、その地域でデータ記入をお願いします。ただし、既存の統計資料等で把握できない場合は、市町村単位のデータを記入していただければ結構です。
55	活動内容	ふるさとづくり計画は、毎事業年度、見直しを行ふこととされていますが、見直しに係る経費は助成されるのか。	毎事業年度のふるさとづくり計画の見直しに係る経費は、実践活動費から支出することは可能です。
56	活動内容	6年目以降、国の助成は無いのか。	助成はありません。本事業は、6年目以降に自立した活動が展開できるよう、その立ち上がり経費として5年間定額で助成を行うものです。 ※追加採択地区は「6年目以降」を「5年目以降」と読み替えてください。
57	活動内容	当該事業は5年間の継続事業だが、仮に3年目で地域協議会が自立した場合、残り2年間の扱いはどうなるのか。また、事業途中で打ち切った場合に、「持続可能ふるさとづくり計画」はどういう扱いになるのか。	当該事業は5年間の措置ですが、仮に3年目で地域協議会の活動が自立できるのであれば、3年間で事業を完了することも可能です。その場合、3年目（事業最終年次）に「持続可能ふるさとづくり計画」を策定し、以降5年間、持続可能ふるさとづくり計画に従って活動を継続することになります。 ※追加採択地区は「5年間」を「4年間」と読み替えてください。
58	活動内容	事業実施主体として採択された場合、地域協議会は規約などを公表する必要があるのか。	地域協議会の業務運営の透明性の確保を図る観点から、事業実施要領第3の4により、地域協議会自らが、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、ふるさとづくり計画等の書類について、インターネット、広報誌等により広く一般に公開することを考えています。
59	民間推進団体	民間推進団体が行う地域活動推進事業は主に何を行うのか。	地域協議会が行う計画策定及びそれに基づく活動を側面から支援します。主に地域協議会に対して専門家をアドバイザーをして派遣し指導・助言を行います。また、人材育成や情報発信のための全国シンポジウムや研修会の開催、地域協議会から毎年提出していただく評価と検証結果の取りまとめやホームページによる情報発信等を行います。
60	民間推進団体	民間推進団体はどこが担うのか。	平成20年度の地域協議会への側面支援を行う民間推進団体は、全国土地改良事業団体連合会となります。協力団体として、（財）農村開発企画委員会及び（財）日本グラウンドワーク協会も参画しています。また、全国土地改良事業団体連合会の会員組織である都道府県土地改良事業団体連合会も参画します。
61	民間推進団体	民間推進団体は5年間、全国土地改良事業団体連合会になるのか。	民間推進団体は毎年度、公募により事業者を決定します。
62	民間推進団体	人材育成の一環で、地域協議会の人達への研修を行う予定はあるのか。	民間推進団体において、地域協議会向けのリーダー育成と地域協議会相互のネットワーク形成を図るための研修会を予定しています。
63	民間推進団体	アドバイザーの派遣は地域協議会で実践活動に取り組んでいる時期にしか要請ができないのか（計画策定時に呼ぶことは可能か）。	ふるさとづくり計画策定においても、必要に応じて民間推進団体に対しアドバイザーの派遣を要請することは可能です。また、計画づくりの段階からアドバイスを頂くことで、実践活動の段階においてより効果的な指導・助言を頂くことができると考えられます。
64	民間推進団体	民間推進団体でアドバイザーの人材バンク等を検討しているということだが、地域に精通している方を事前に人材バンクに登録してもらうことは可能か。	民間推進団体が派遣するアドバイザーについては、農林水産省と民間推進団体とで調整しながら適任者の人選をしたいと考えています。その際に農政局等を通じて、地元から適任者等の推薦などを頂き、アドバイザーリストの充実を図りたいと考えています。また、地域協議会から推薦があった場合にも、適任者と判断できればアドバイザーとして登録する予定です。
65	民間推進団体	アドバイザーの手当は貰えるのか。	民間推進団体において登録されたアドバイザーは、地域協議会からの派遣要請に応じて適宜、助言・指導等をお願いすることになります。その活動に対する報償費や旅費等については、民間推進団体から支払われます。ただし、1地区当たり年間3回以内を上限とし、これを超えて派遣を希望する場合は、地域協議会の活動費から費用を負担することとします。
66	民間推進団体	アドバイザーの派遣に当たり、その都度成果なりを報告書等を整理する必要があるのか。	アドバイザー派遣を受けた地域協議会には、派遣結果報告書を作成して頂き、各都道府県土連を経由して民間推進団体の中央事務局に提出して頂く予定です。また、アドバイザーに随行した各都道府県土連からも派遣結果報告書を提出して頂く予定です。
67	補助金経理	ふるさとづくり計画策定にあたって、具体的にどのようなものが助成対象として経費が見られるのか。	ふるさとづくり計画策定にあたっては、例えば、①住民アンケート調査、②ワークショップ開催費、③地域協議会の開催費などの費用が考えられます。
68	補助金経理	助成対象経費の「技術員手当等」の想定はどういったものか。	ふるさとづくり計画に位置づけられた活動において、これら活動に直接従事するものに対し、支出することは可能と考えます。その際には、業務日報等や現場写真を整理するなどして、実際の活動状況が把握できるようにするとともに、その算出にあたっては業務日報から事業従事時間をはじきだし、それぞれの従事者の手当単価を乗じるなど、第三者が見ても納得できるような公平性・透明性が高い算出とすることが必要です。
69	補助金経理	地域協議会の運営費に助成金をあてることはできるのか。	本事業で実施する活動の準備のための事務費、活動の評価検証を行うための費用等については助成の対象となります。ただし、地域協議会の構成員である団体の経常的運営に要する経費、事務所借料（光熱費、水道代を含む）、菓子折や各種金券などによる謝礼、個人財産の形成に資する各種経費、社会通念上、不適切な経費など地域協議会の構成員である団体の経常的経費は助成の対象となりません。
70	補助金経理	助成対象経費の「共済費」の想定はどういったものか。	技術員に対する共済費（社会保険）等の事業者負担分です。損害保険等も含まれると考えられます。
71	補助金経理	ふるさとづくり計画策定費（上限100万円）において、ふるさとづくり計画のコンサル委託は（委託は委託する方が効率的な場合に限るとなっているが）可能か。	ふるさとづくり計画策定の一部をコンサルに委託することは可能です。ただし、計画策定の主体は地域協議会であって、委託はあくまでも計画策定の一部を民間業者等に委託する方が効率的な場合に限ります。 また、委託契約にあたっては、複数事業者から見積もりをとるなどして、適正価格により選定するとともに、地域協議会の当該市町村において使用されている契約基準等に基づいて行っていただきます。

番号	区分	質問・意見等	回答内容
72	補助金経理	ふるさとづくり計画の策定にあたり、コンサル等に外部委託する場合に、金額なり助成対象の何割までという決めはあるのか。	計画策定の主体は地域協議会であって、委託はあくまでも計画策定の一部を民間業者等に委託する方が効率的な場合に限ります。 コンサル等へ外部委託する場合の金額等の制限は特段定めていませんが、概ね5割以下が妥当と考えます。 なお、助成対象の大部分を委託する（いわゆる「丸投げ」）ことは計画として認められない場合もあります。
73	補助金経理	新商品を共同開発した場合、開発費を共同開発先に支払う場合は助成対象となるか。	共同開発で行った方が効率的と判断される場合は、対象となります。 ただし、共同開発ですので、事業主体である地域協議会と共同開発を行う相手の機関との間で開発費の負担割合等について、あらかじめ協定等を締結するなど、地域協議会の負担割合、得られる対価等を明確にしたうえで、地域協議会の負担分について、助成の対象となります。 なお、開発（研究）費であっても、当該事業の目的に合致しなければ助成対象外となります。
74	補助金経理	計画策定の過程でワークショップや話し合いなどの活動に、賃金を支出することは可能か。 また地域協議会の構成員である市町村担当者について、協議会の打合せ等が勤務時間外や土日などの休日に行われる場合、賃金を支出することは可能か。	地域協議会の構成員に対して、打合せや話し合いについて賃金を支払うことはできません。
75	補助金経理	助成対象経費の「材料費」は、具体的に何を想定しているのか。	ふるさとづくり計画に位置づけられた活動に際し、例えば特産品開発における試作品開発費として地元農産物等の購入や、イベント時における試食品の提供にあたっての食材購入などが考えられます。
76	補助金経理	構成員の民間企業に対して、事業実施に伴う業務を発注し、経費を支払うことは可能か。	助成対象経費の範囲内であれば支出は可能ですが、構成員への支払いは特に留意が必要です。 構成員へ経費を支払う場合は、事業実施要領第5の2の（2）に規定するとおり、競争原理に基づく契約と市町村において使用されている単価や歩掛かりを使用し、契約書等を交わし発注するなど、当該地域の実情及び事業の趣旨に則した適正な価格により算定された金額により支払うものとし、契約の内容やその選定方法が第三者に対し十分説明が必要です。
77	補助金経理	構成員である役員については無報酬となっているが、神楽の指導者（本地域では当該役員が唯一の指導者）を兼ねている役員に対し、技術員手当を支払うことは可能か。	役員に対する報酬は認めていないところですが、技術員手当については役員とは別の活動であるため、事業によっては支払いは可能であるため、農政局等の担当者にご相談ください。
78	補助金経理	協議会の構成員に市が入っており、公民館を協議会の事務局にする予定で公民館の職員が勤務時間の15時まで協議会事務を兼務することとしているが、その後15～17時の問い合わせや事務処理に臨時職員を雇いたい。この場合、臨時雇用の事務補助員の賃金を助成対象としてよろしいか。	当該事業のため、臨時に雇用される事務補助員であれば助成対象となります。 その場合、雇用契約にあたっては地域協議会の構成員である市町村において使用される単価や契約基準等に基づいて行っていただきます。
79	補助金経理	事業5年目に持続可能ふるさとづくり計画を作成するが、作成費を本事業の助成対象として使用して良いのか。	計画書作成経費について、助成金としての明確な区分はされていませんが、5年目も活動費として助成金が200万円あるので、その内で持続可能ふるさとづくり計画の作成にいくらか充てるということは可能です。 ※追加採択地区は、「5年目」を「4年目」に読み替えてください。
80	補助金経理	協議会メンバーとして市町村が必須であるが、地域協議会が先進地視察に行く場合、市町村職員の旅費も経費として見れるのか。	市町村から別途出張旅費が出ている場合は、当該事業の経費として見ることができません。
81	補助金経理	地域協議会の組織内に、役員の組織管理・事業運営上のアドバイスを受ける諮問委員会（アドバイザリーボード）を設置してよいか、よい場合は委員（ボーディングメンバー）に対し、交通費の支弁及び日当程度を支払ってよいかご教示願います。	地域協議会に諮問委員会を設置する場合は、地域協議会の規約等にその役割等を明らかにして下さい。 また、外部の諮問委員会の委員に対し、交通費や日当程度の支払いは可能と考えますが、これら支払いの単価は市町村において使用される単価等に基づいて下さい。 (参考) アドバイザリーボード：諮問委員会。特に、社外の有識者らによって構成され、経営上の助言などをする経営諮問委員会のこと。（goo辞書：三省堂提供「ディリー 新語辞典」より）
82	補助金経理	物品購入はどこまで可能か。	活動の実施に必要なものであれば購入可能です。購入した物品（消耗品を除く）については台帳等で適切な管理・保管をお願いします。なお、購入した物品のうち50万円以上のものについては地域協議会の財産となりますので、補助金適正化法処分制限の適用対象となりますので留意願います。
83	補助金経理	助成対象経費で備品購入費とあるが、パソコン、簡易な加工機器の購入は実施主体の判断でよいか。	活動の一環として地域協議会が必要であると判断する場合は購入は可能と考えます。その際には、事業計画の規模等を踏まえて適正な能力を有する加工機器の購入に努めて下さい。また、購入に当たっては複数者から見積もりをとるなどして、助成額の節減に努めていただきます。 なお、パソコンのように汎用性がある機器は、事業目的以外に使用することも可能であることから、事業目的以外に使用しないよう十分留意願います。事業目的以外に使用した場合、補助金返還などの措置をとることもありますので注意願います。また、パソコンについてリースする方が経費節減につながる場合は、その契約が有効です。
84	補助金経理	農産物梱包のための梱包商品開発(鮮度を保つための梱包)は可能か。	特産品の開発に係る経費として対象となります。
85	補助金経理	本事業でのインターネット等への支出が可能か。	インターネット開設費、ホームページの作成費等について、ふるさとづくり計画に基づく活動のため必要と認められれば、支出可能です。 ただし、その支出にあたっては、競争による調整を行い、契約方式等については地域協議会の構成員である市町村において使用する契約基準を参考にして下さい。 また、ふるさとづくり計画の一環としてインターネットによる活動状況の情報発信や各地域とのネットワークづくり等を行う必要がある場合は、プロバイダ等の経費についても支出は可能です。
86	補助金経理	実践活動費の助成対象期間はいつからいつまでか。	実践活動に係る助成対象期間は、交付決定の日から事業完了（予定）日となります。なお、ふるさとづくり計画の見直しが翌年4月以降となる場合でも助成対象期間は事業完了（予定）日となりますので、交付申請の際は、本年度の経費をどこまで見込むのかをご検討頂いた上で申請をお願いします。
87	補助金経理	年間契約やリース等の月払いの経費は、助成対象外となる期間を除いた日割り計算となるのか。	年間契約やリース等の月払いの経費は、当該月が助成対象期間であれば全額を助成対象とすることは可能です。このため、例えば、5月に交付決定をした場合、4月は助成対象期間外となるため、その月の経費は助成対象外となります。

番号	区分	質問・意見等	回答内容
88	補助金経理	翌年度の活動のために必要な材料や物品を当該年度に購入しておくことは可能か。	翌年度の実践活動経費で購入が可能であれば、当該年度に購入することはできません。但し、翌年度早々に活動を行うが、物品の調達が間に合わないなど、特別な理由がある場合は購入が可能な場合があります。
89	補助金経理	地域の特産物を使って新商品を開発するため、初年度に加工処理機械を購入することは可能か。	これから新商品の開発を行う場合には、高額な機械器具等の購入を行うことは望ましくありません。当面、外部委託やリース等により対応し、生産ラインとして見込みができた段階で改めてご検討ください。
90	補助金経理	助成の対象となる経費、ならない経費を示して欲しい。	ふるさとづくりに必要な経費は地域の実状や実態、活動内容によって大きく異なりますので、助成対象経費も全国統一の基準とすることはできません。このため、同じ経費であっても地域協議会の活動の種類やその内容によって、助成対象となる経費が異なりますので、ご不明な点は適宜、農政局等に相談願います。
91	補助金経理	ふるさとづくり計画策定費と活動助成費（及びその他の収入）は別手手続きですか。	計画策定費と活動助成費は区分されます。地域協議会がふるさとづくり計画（案）を地方農政局長等に提出し、計画が承認された場合、地域協議会は補助金交付要綱において、計画策定費における実績報告書を地方農政局長あてに提出することになります。農政局等で実績報告の内容審査後問題なければ、その後、実践活動に向けた補助金交付申請を改めて地方農政局長あてに行って頂きます。
92	補助金経理	地域協議会が会計検査の受検団体になるとのことであるが、その際の対応は地域協議会が行うと理解してよろしいか。	必須団体である市町村を含めて地域協議会のメンバーが対応することになります。状況によっては、交付決定者として国も対応します。
93	補助金経理	実践活動の予算として200万円を見込んだが、助成金の節減に努め、結果として活動の実績として150万円しか使用しなかった場合、差額は次年度に繰り越すことは可能か。	本事業は5年間の継続事業ですが、助成金は単年度毎の交付となり次年度への繰り越しません。
94	補助金経理	旅費に係る証拠書類はどの程度必要か。	旅費の支出に係る証拠書類は、市町村の旅費規程等で定めるものに準じて整備していただきます（行程表や旅費計算書、航空機の半券等）。
95	補助金経理	国からの補助金の執行に当たり留意する点は（その1）。	平成20年度の補助金・交付金から、次のことについて補助金交付要綱により義務化されましたのでご留意願います。 ①補助金の交付のあった年度の各四半期（第4四半期を除く）毎に、地域協議会は国に補助金等遂行状況の報告をしていただきます。 ②毎年度事業完了毎に行われる実績報告について、その添付資料として各事業費の根拠となる支払い経費ごとの内訳を記載した資料または帳簿の写しの添付が義務づけられています。
96	補助金経理	国からの補助金の執行に当たり留意する点は（その2）。	調達等を発注する場合は、原則として競争原理に基づいた発注を行うようお願いします。また、やむを得ず随意に相手先を特定する場合は、各補助事業者の定めにより、代表者による意思決定を行うこととし、随意契約理由を整備・保管するようお願いします。
97	補助金経理	国からの補助金の執行に当たり留意する点は（その3）。	賃金・報償費の単価等は構成員である市町村の単価を基準とし、地域の実情に応じて、社会通念上、過大な金額にならないようお願いします。
98	補助金経理	国からの補助金の執行に当たり留意する点は（その4）。	高額（概ね100,000円以上）の取引の場合は、原則として相手業者と契約を結ぶこととし、透明性を確保するようお願いします。
99	補助金経理	国からの補助金の執行に当たり留意する点は（その5）。	当該補助事業に係る事業の経理については、補助事業者が別に実施している業務とは明確に区分し、第三者などが納得しうる透明性のある経理をお願いします。
100	補助金経理	地域協議会が借入により活動資金を調達する場合の利息は助成対象となるか。また、借入した資金を預金したことにより発生した利子は事業収益となるのか。	地域協議会が借入するための利息は助成対象とすることはできません。また、借入した資金を預金したことによる利子は事業収益とはなりませんので、事業の会計とは別会計としてください。なお、当該利子を自己資金として支出することは可能です。
101	補助金経理	事業収益で純利益が発生した場合、自己資金を減額することは可能か。	事業収益により純利益が発生した場合は、自己資金を減額し、更に純利益がある場合は、助成額を減額する必要があります。
102	その他	助成金の支払いは「精算払」か「概算払」どちらか。	助成金は原則事業完了後の精算であり、財務省との協議が整えば一部出来高に応じた概算払いも可能となります。事業開始に当たってあらかじめ所要の運転資金を確保しておくことが必要です。
103	その他	国の助成額以上に事業を行いたいときに市町村が単独経費を上乗せして良いのか、また市町村には地域振興のための補助金があるので、それを取り入れても良いのでしょうか。	地域協議会の市町村財政からの助成額を事業の財源の一部として活用することは問題ありません。その場合も二重補助とならぬよう留意し、また上乗せ分は事業費の自己負担額として整理願います。
104	その他	事業実施要綱では事業完了後5年間、持続可能ふるさとづくり計画に基づく活動内容を地域協議会長が構成員の市町村に報告となっているが、構成員であるものに報告が必要か。	報告は必要です。これは、市町村行政として地域協議会からの報告内容を透明性をもって公開できるよう、事業実施要綱・要領上で明らかにしています。